

参考資料

(1) 石井町都市計画マスタープラン策定の経緯

開催日	区分	主な内容 等
令和2年5月 ～令和2年6月	アンケート調査	・住民意向の把握
令和2年7月16日	第1回策定委員会	・都市マスとは ・アンケート結果の報告 等
令和2年9月29日	第2回策定委員会	・第1回策定委員会意見の反映 ・全体構想（素案）について
令和2年11月5日	庁内会議	・都市マス策定について ・分野別の方針等の確認依頼
令和2年11月5日 ～令和2年11月13日	庁内各課へのヒアリング	・分野別の方針等の確認
令和2年12月2日	第3回策定委員会	・第2回策定委員会意見の反映 ・都市マス（素案）の確認 （※ 地域別構想を含む）
令和2年12月21日	都市計画審議会	・都市マス（素案）の確認
令和3年1月29日 ～令和3年2月12日	パブリックコメント	・都市マス（案）の確認
令和3年2月26日	第4回策定委員会	・パブリックコメントの報告 ・都市マス（案）の確認
令和3年3月	計画公表	

(2) 石井町都市計画マスタープラン策定委員会

■設置要綱

(設置)

第1条 都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2第1項に規定する市町村の都市計画に関する基本的な方針（都市計画マスタープラン）を策定するにあたり、必要な事項を検討するため、石井町都市計画マスタープラン策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、計画の策定に関する事項について協議し、その結果を町長に報告する。

(組織)

第3条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が任命、委嘱する。

- (1) 各種団体代表者
- (2) 町議会関係者
- (3) 学識経験者
- (4) その他町長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、石井町都市計画マスタープランの策定が完了するまでとする。

(委員長および副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。なお、初回の会議は、町長が招集することとする。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 出席できない委員がいる場合は、その委員の代理の者が出席することを可とする。

4 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 委員長は、会議の運営上必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、建設課において行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から適用する。

■石井町都市計画マスタープラン策定委員会名簿

	所属等	職名	氏名	備考
1	石井町商工会	会長	遠藤 正典	委員長
2	石井町社会福祉協議会	事務局長	吉浦 理史	副委員長
3	関係行政機関の職員	副町長	阿部 龍裕	
4	石井町PTA連合会	会長	天羽 智代	
5	石井町議会	議長	後藤 忠雄	第1回のみ
6	石井町議会	議長	井上 裕久	第2回以降
7	名西郡農業協同組合	代表理事組合長	澤口 佳史	
8	石井町消費者協会	会長	武知 泰代	
9	石井町はぐくみ子育て応援団	会長	仁木 喜久美	
10	徳島県東部県土整備局（吉野川）	副局長	元村 利治	

■委員会の様子



第1回



第2回



第3回



第4回

石井町都市計画マスタープラン

令和３年３月発行

石井町 建設課

〒779-3295 徳島県名西郡石井町高川原字高川原 121-1

TEL : 088-674-1117

E-mail : kensetsu@ishii.i-tokushima.jp